

一般事業主行動計画（第4回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日までの 2 年間

2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付。
諸制度の周知と対象予定者に対する個別の情報提供の実施。

〈対策〉

- 平成 29 年 3 月～ ①現規程、規則の改定を速やかに行い全職員への周知
(各年度実施:委員会等での説明とパンフレット、資料の配布)
- ②対象予定者に対する個別の情報提供
- ③育児休業・育児休業の給付

目標2:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。
女性職員・・・計画期間中の取得率を90%以上にする。

〈対策〉

- 平成 29 年 3 月～ ①男性の育児休業を取得しやすい環境作り
 - ・対象職員への情報提供
- ②育児休業を取得しやすく、またと復帰しやすい環境を整備
 - ・関係部署で検討して業務内容、シフト体制の組替え
 - ・育児休業中の職員に復帰に係る情報提供